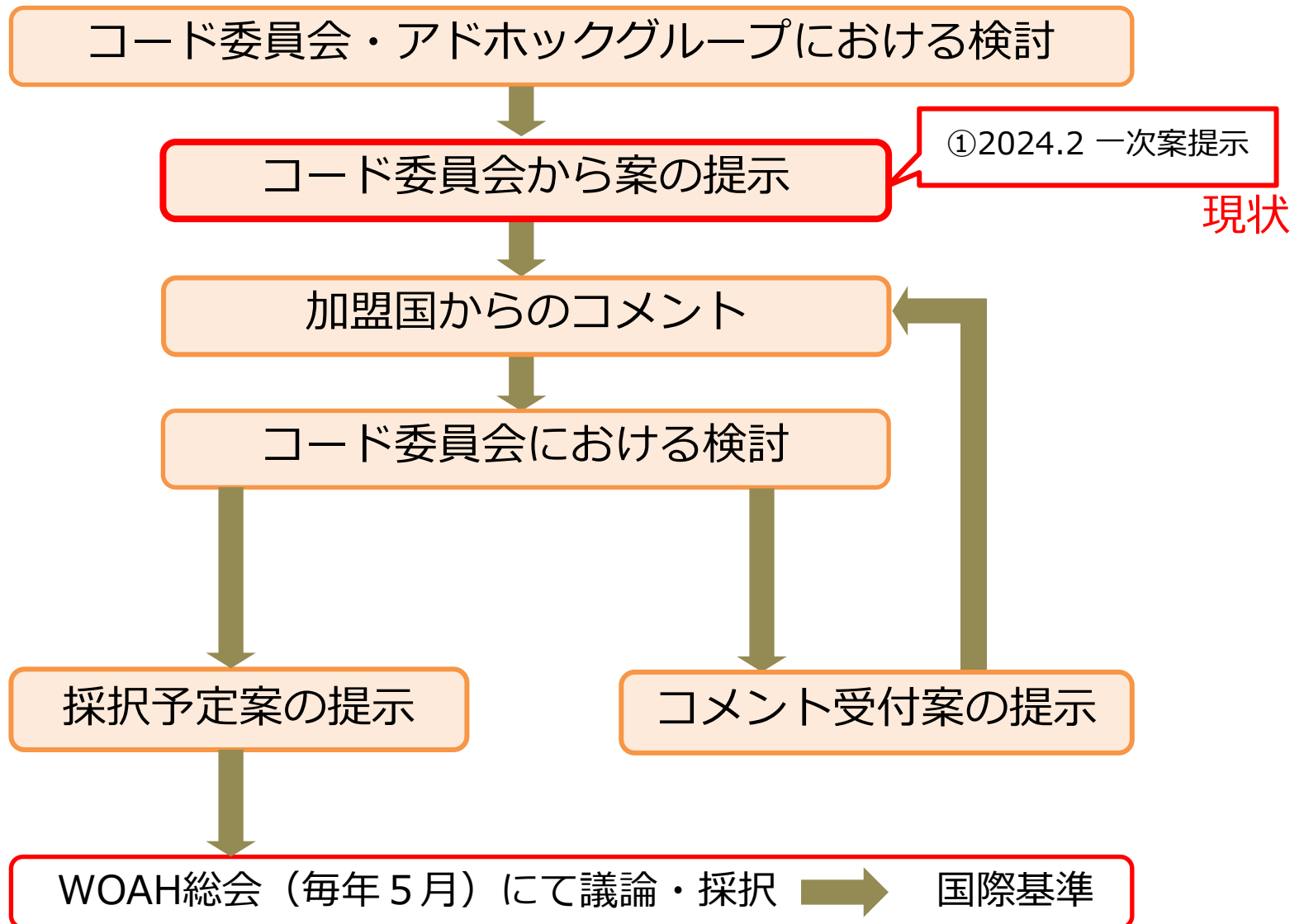


第7.6章

疾病制御を目的とした殺処分

WOAHコードの改正プロセス

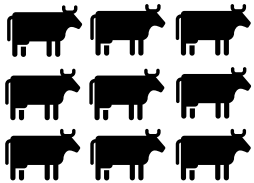


改正案のポイント

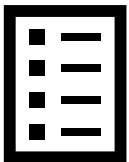


疾病制御を目的とした殺処分のみならず、自然災害や人災等の他の状況にも適用範囲を拡大。

→章名を「**殺処分時のアニマルウェルフェア**」に変更



大量殺処分時のアニマルウェルフェアに焦点を当て、条項に反映。



今回は、一般的な推奨事項を含む最初の8条のみを加盟国に提示（意見照会）。

我が国のスタンス



今後、本章の残りの条項が提示されることも念頭に、我が国の現状や国際的な情勢を踏まえ、現場に過度な負担が生じないよう適切に我が国の意見を反映させる。

1 次案に対する我が国のコメント方針①

全体へのコメント

- ・ 現行では「人道的殺処分」と表現されているところ、単に「殺処分」とされた理由の提示を求める。
- ・ 適用範囲を疾病管理のみから自然災害や経済的な理由による淘汰にまで拡大した理由の提示を求める。それぞれについて、個別の章を作成する選択肢もあったのではないか。

1 次案に対する我が国のコメント方針②

【改正案】

第7.6.3条

動物の殺処分に関する作業の一般原則(一部省略・抜粋)

(略) 動物の殺処分に関わるすべての人員は、関連する技能と能力を有するべきである。

(略) 若齢動物は、潜在的苦痛を軽減するために、それらが依存する年齢が高い動物よりも先に殺処分されるべきである。

(略)

第7.6.3条へのコメント

・ 現行では「能力は、正式な訓練及び／又は実践的な経験を通じて得ることができる」(7.6.1条)と記載されているが、今回の草案では削除されている。適切な殺処分を行うため、訓練や経験が必要であると考えられることから、削除理由の提示を求める。

・ 若齢動物が先に殺処分されるべきとの記載の意図が不明であるため、科学的根拠を求める。

1 次案に対する我が国のコメント方針③

【改正案】

第7.6.5条

動物の大量殺処分に関する作業のための専門家チームの責任および能力

3. 動物の取扱者

a) 責任

- i) 現場設備の妥当性を検討する;
- ii) 必要に応じて、一時的な動物取扱施設を設計する;
- iii) 動物を移動させ、拘束する;
- iv) アニマルウェルフェアとバイオセキュリティの問題を獣医に報告する。

b) 能力

- i) 緊急時及び閉鎖空間での動物の取り扱いが必要;
- ii) バイオセキュリティに対する理解。

第7.6.5条へのコメント

現行では動物取扱者の責任として「継続的にアニマルウェルフェアとバイオセキュリティの手順を観察する」（第7.6.3条）という記載があるが、草案では削除されている。動物取扱業者が継続的に動物を監視することは重要であることから、削除理由の提示を求める。

1 次案に対する我が国のコメント方針④

第7.6.8条

【改正案】

殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法

(略)

以下の動物ベースの指標は、アニマルウェルフェアの指標として有用である。これらの指標は、アニマルウェルフェアに影響を与える可能性があることから、設計と管理の効率性をモニタリングするためのツールと考えることができる。

第7.6.8条へのコメント 1

以下の修正案を提出する。

1. 以下の動物ベースの指標は、アニマルウェルフェアの指標として有用である。これらの指標は、アニマルウェルフェアに影響を与える可能性があることから、設計と管理の効率性をモニタリングするためのツールと考えることができる。なお、処置の有効性を判断するためには、複数の指標を組み合わせることが望ましい。また、有用な指標はこれらに限定されるものではない。

理由：1つの指標のみで有効か否かを評価することはできない。有用な指標は本条に記載されているものに限定されない。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑤

第7.6.8条

【改正案】

殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法

(略)

d) 律動的呼吸

効果的なスタニングは、直ちに無呼吸（呼吸の欠如）を引き起こす。効果的でないスタニングを受けた動物や意識が回復しつつある動物は、一般に律動的呼吸と呼ばれるパターンで呼吸を開始する。これは吐き気として始まり、吸気と呼気の呼吸サイクルにつながる。呼吸は、規則的な脇腹および/または口と鼻孔の動きから認識できる。これらの動きから呼吸の回復が見えない場合は、鼻孔または口の前に小さな鏡を置いて、湿った空気の呼気による結露の出現を調べることで確認できる。

第7.6.8条へのコメント 2

呼吸を確認するために「小さな鏡」が必要なのか、単なる例示なのかが明確ではない。様々な状況を想定して、記述の明確化を求める。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2018年2月	コード委員会は、第7.5章「動物のと畜」及び第7.6章「疾病管理を目的とした殺処分」の改訂に合意。 両章と関連する定義語の改訂作業のため、アドホックグループの招集を要請。
2023年6月	アドホックグループは第7.6章の改訂作業を開始し、改訂案の草案を作成。報告書とともにコード委に提出。
2023年9月	コード委はアドホックグループの報告書と草案を検討し、案についてのフィードバックを実施。 アドホックグループを再招集して改訂案の作業を続行するよう要請。
2024年2月	コード委は最初の8条の改定案を加盟国へ提示することに合意。 2024年9月会合で残りの条項を議論予定。

章の構成

第1条	序論
第2条	適用範囲
第3条	動物の殺処分に関する作業の一般原則
第4条	動物の大量殺処分に関する作業のための組織構造
第5条	動物の大量殺処分に関する作業のための専門家チームの責任 および能力
第6条	動物の大量殺処分に関する作業計画における考慮事項
第7条	アニマルウェルフェアへのハザード
第8条	殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法

コード委員会の今後の活動計画

検討中の主なトピック（１）

【バイオセキュリティ（新章）】

- 2023年9月コード委会合報告書において初案が加盟国に示され、我が国からもコメントを提出済み。本年2月会合において、加盟国から多数のコメントが提出されたことを受け、アドホックグループ会合での検討を要請。本年9月の会合で、再度コード委で議論される予定。

【貿易措置、輸出入手続き及び獣医学的検疫証明（第5.4章～第5.7章）】

- 最近の科学的知見に基づき、第5部（貿易措置、輸出入手続き及び獣医証明）に含まれる輸出入や経由時の動物衛生上の措置に関する章（第5.4章～第5.7章）の見直しが進められている。
- 2023年9月のコード委会合報告書において、第5.4章（物品の輸出に適用される措置及び手続）及び第5.6章（物品の輸入に適用される措置及び手続）の改正案が加盟国に示され、我が国からもコメントを提出済み。本年2月会合において、加盟国から多数のコメントが提出されたことを受け、アドホックグループ会合での検討を要請。本年9月の会合で、第5.4章～第5.7章の4章について、再度コード委で議論される予定。

検討中の主なトピック（２）

【アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）】

- 現行の第7.1章には、国際的に認められているアニマルウェルフェアの評価の観点である「5つの自由（five freedoms）」が盛り込まれているが、より新しい概念である「5つの領域（five domains）」を追加する等の改正が議論されている。
- 第7.1章のみならず、他のアニマルウェルフェア関連章の改正につながる可能性があり、今後も議論の行方を注視する必要。

【動物の輸送に関するアニマルウェルフェア（第7.2章、7.3章、7.4章）】

- 最近の科学的知見に基づき、動物の輸送（陸海空）に関するアニマルウェルフェア章（第7.2章、7.3章、7.4章）について、見直しが行われている。2023年11月のアドホックグループ会合では、第7.2章（海上輸送）と第7.3章（陸送）の統合が提案され、本年2月のコード委会合で承認されている。引き続き、アドホックグループで作業中。
- 第7.4章（空輸）については、国際航空運送協会（IATA）の生体動物規則との内容面での棲み分けや整理について検討が進められている。

検討中の主なトピック（3）

【疾病制御を目的とした動物の殺処分（第7.5章）】

- 章のスコープを疾病制御目的だけでなく、自然災害や人災等の他の状況にも拡大。（→章名を「殺処分時のアニマルウェルフェア」に変更）
- 本年2月のコード委会合報告書では、一般的な推奨事項を含む最初の8条のみが加盟国に示された。今後、残りの条項が示される予定だが、動物種ごとの様々な殺処分方法やアニマルウェルフェアの評価方法が含まれると予想されるため、内容を注視する必要がある。

【「家きん」の定義】

- 近年の高病原性鳥インフルエンザの世界的なまん延を受けて、加盟国から現行の「家きん」の定義の改正を求める要請が多く寄せられているとのこと。
- 本年2月会合において、コード委は、本件の優先順位を高めることを決定し、専門家に意見照会をするように事務局に対して指示。